

別表 料金一覧表

(特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価)

(消費税別)

1. 特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価に係る料金  
・ 申請 1 件につき 162 万円とする。
  
2. 既に法第 24 条の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物の軽微な変更について、評価を受けようとする場合の料金は、前記 1 の規定にかかわらず、申請 1 件につき 41 万円とする。
  
3. その他
  - (1) 次に掲げる場合は、前記 1、2 の規定に係る料金を個別に算定する。
    - ① 特殊な工法、材料、技術等が採用されており、通常の評価方法によりがたい場合。
    - ② 評価に係る実物等の提供を受け、追加試験、評価その他の方法により審査を行う場合。
    - ③ センターの責めに帰すことができない事由により業務期日が延期された場合。
    - ④ 類似の建築物を複数同時に申請する等審査を効率的に行うことができるとセンターが認めた場合。
  - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成28年国土交通省令第80号）第20条第2項の規定に基づき、評価書を再交付するときの料金は、作成に係る実費分の費用を個別に算定する。